



P T Aのしおり

令和8年4月7日
深沢中学校P T A

目次

ごあいさつ	1
深沢中学校 P T A 組織図	2
深沢中学校 P T A 各委員会の紹介ならびに 鎌倉市 P T A 連絡協議会（市 P 連）各委員会の紹介 . . .	3
令和 7 年度の P T A ならびに市 P 連の活動	4
深沢中学校 P T A 規約	5
神奈川県 P T A 協議会安全互助会について	8



ご入学、ご進級おめでとうございます

深沢中学校PTAは「子どもたちの心と体の健全な成長と教育環境の充実」を目的に、子どもたちの教育について学び、考え、交流することで、保護者と教職員、また保護者同士の信頼関係を作っていく様々な活動を行っています。

PTAへの関わり方はいろいろです。委員会活動、ボランティア活動、PTAイベントへの参加、PTAからのお知らせを読むなど、ご自分に合った方法で無理なくご参加ください。

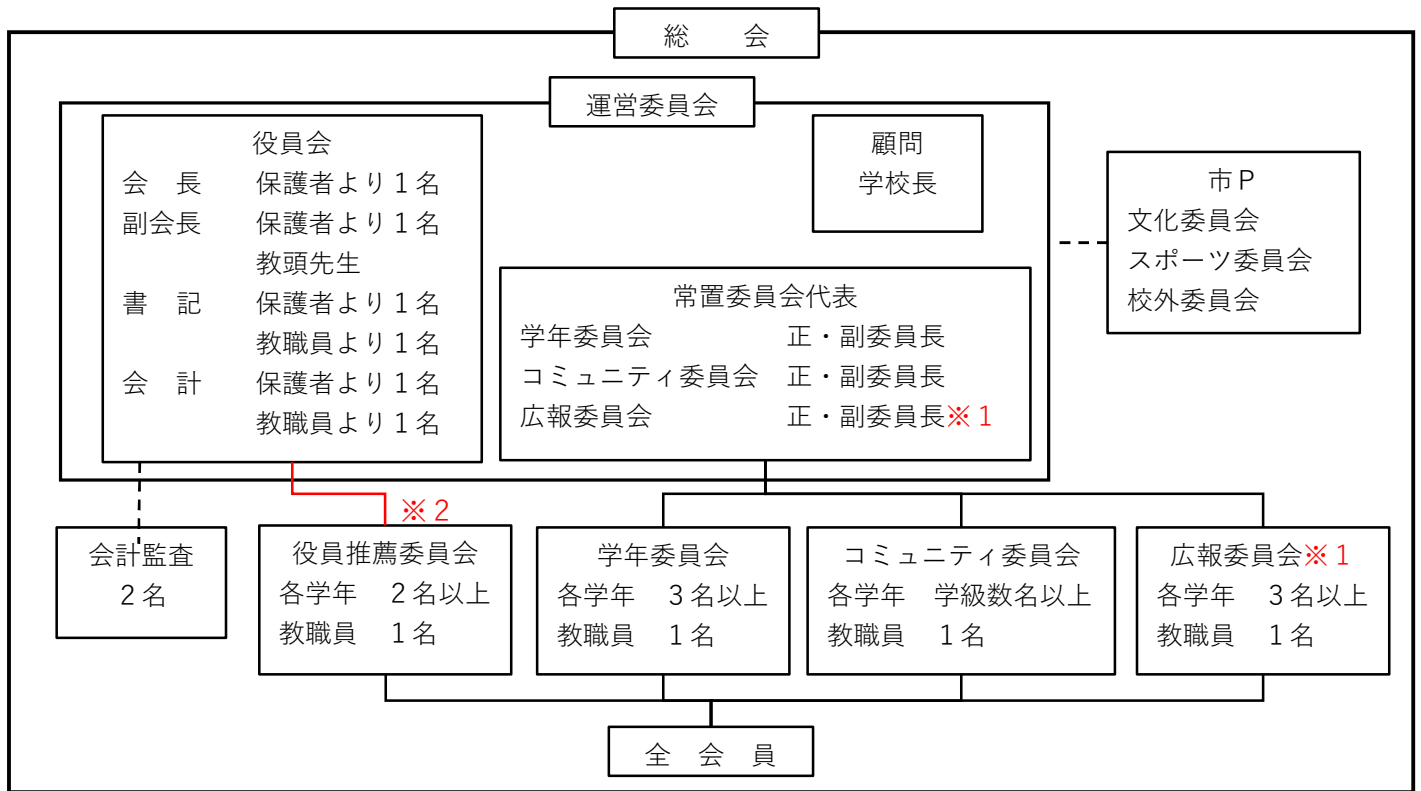
深沢中学校PTAでは、活動内容や体制の見直しなどを話し合い、会員の皆さんにとって身近で、参加しやすく、時代にあったPTAを目指しております。

ぜひ一緒に深中PTAを作り上げていきましょう。



深沢中学校PTA組織図

(令和8年度は委員会活動の試行期間のため、例年の体制と一部異なります)



※1 今年度は広報委員会は設けず、ちょボラで広報紙を作成していただける方を募集します。(詳細はP10を確認)

※2 今年度は役員推薦委員会の正・副は設けず、執行部と協力し活動します。(詳細はP10を確認)



一緒に活動しませんか？

「すきま時間に無理のない範囲で」「和気あいあいと楽しく♪」

深中 PTA の加入率は、ほぼ 100%です。(ご加入は任意です)

学年委員会

リサイクル活動として、標準服・体操服・上履き・体育館履きなど、不要になった方から提供していただき、会員の方にリサイクルします。保護者と先生方、また保護者同士の親睦を図ることを目的として、集う場を企画・開催します。卒業に向けての準備・行事への協力を行います。

広報紙活動

今年度は“ちょボラ”にて広報紙を作成していただける方を募集します。

「撮影だけならできる！」など短期活動や、「編集作業なら得意です！」など学校に行かなくても家で作業できる方など、自分に合った活動ができます。

今年度は委員会活動の試行期間のため、教職員・部活動紹介号を作成予定です。

コミュニティ委員会

コミュニティスクールへの第一歩として発足した委員会です。ボランティア登録をくださった保護者の皆さまと学校を繋ぐことがお仕事です。昨年度は多くの方にご登録をいただき、ちょボラ・布ボラ・花ボラ・図書ボラを行いました。ぜひ一緒に、「開かれた学校」と「子どもたちが過ごしやすい環境作り」を進めるお手伝いをしませんか？

役員推薦委員会

次年度の執行部、監査、各委員長、各市P委員の選出を行う委員会です。本格的な活動期間は2・3学期で封入作業や集計作業など簡単な活動です。お仕事をされている方でも大丈夫です。少数精鋭で楽しんで活動していきましょう！

鎌倉市PTA連絡協議会（市P連）

現在鎌倉市内にある小中学校15校が、鎌倉市PTA連絡協議会（市P連）に参加し活動しています。

会 長 会

各校PTA会長が月1回集まり、PTA相互の連絡調整・情報交換を行っています。

文化委員会

年1回開催される「文化のつどい」の企画・準備・運営を行います。

スポーツ委員会

夏休みと2学期に開催される、保護者と先生方とのスポーツ大会の企画・準備・運営を行います。

校外委員会

校外における生徒の安全で衛生的な環境整備のために、改善要望を取りまとめて関係部署へ働きかけていきます。

令和7年度のおもなPTA活動

1学期

- ・令和7年度前期PTA総会
- ・給食試食会
- ・ふかまるイベント開催
- ・リサイクル会

ボランティア活動

- ・防災教室お手伝い
- ・校庭側花壇の植栽、お手入れ
- ・柔道着洗濯

2学期

- ・卒業記念品選定、発注
- ・次年度役員候補者の交渉開始
- ・中間会計監査
- ・ふかまるイベント開催
- ・「ふかみどり」122号発行

ボランティア活動

- ・正門花壇の花植え
- ・電子ピアノカバー作成
- ・合唱祭：受付、誘導、会場係
- ・体育祭：受付
- ・学校公開日受付
- ・玄関前プランター植栽

3学期

- ・新入生説明会参加、リサイクル会
- ・「ふかみどり」123号発行
- ・会計監査
- ・令和7年度後期PTA総会
- ・ふかまるイベント開催
- ・次年度役員の決定
- ・卒業式来賓出席
- ・卒業式にて先生方へ花束贈呈
卒業生に記念品などプレゼント

ボランティア活動

- ・正門前花壇の花植え
- ・ボランティア懇親会
- ・卒業式用プランター植栽

運営委員会開催（月1回）
PTAたより発行（月1回）

年間を通してのボランティア活動

<図書ボラ>

図書室の放課後と夏休みの開放・貸出作業

令和7年度鎌倉市PTA連絡協議会（市P連）委員会の活動

スポーツ委員会

市P連ソフトボール大会開催
市P連ドッジボール大会開催

文化委員会

文化のつどい開催

校外委員会

青少年健全育成推進街頭キャンペーン参加
湘南地区「母と女性教員の会」出席

※市P連スポーツ・文化・校外の各委員会（年4回）出席

PTA活動参加時のご注意

- ・保護者証を必ずお持ちください。
- ・駐輪場は正門横をご利用ください。
- ・車での来校はご遠慮ください。
- ・PTA用靴箱は生徒昇降口にあります。

会員の皆さまのご参加をお待ちしています

鎌倉市立深沢中学校 P T A 規 約

第 1 章 名 称 お よ び 事 務 局

- 第 1 条 本会は鎌倉市立深沢中学校 P T A という。
第 2 条 本会は事務局を鎌倉市立深沢中学校（以下深沢中学校という）に置く。

第 2 章 目 的 と 方 針

- 第 3 条 本会は保護者と教師との緊密な連絡と協力により、深沢中学校の教育の振興と生徒の心身の健全な成長をはかることを目的とする。
第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体であり、特定の政党や宗教にかたよらない。また営利的活動はしない。
第 5 条 本会は目的を同じくする他の諸団体と協力するが、その支配干渉は受けない。
第 6 条 削除
第 7 条 本会は直接学校の管理や人事に干渉しない。

第 3 章 会 員

- 第 8 条 (1) 本会の会員は深沢中学校に在籍する生徒の保護者、および教職員とする。
(2) 会員はすべて平等の権利と義務を有し、積極的に会の活動に参加する。
(3) 会員は総会で定められた会費を納入する。

第 4 章 会 計

- 第 9 条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入でまかなわれる。
第 10 条 会費は世帯単位とする。
第 11 条 本会の財産は本会の目的のため以外には使わない。
第 12 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 役 員 お よ び 会 計 監 査

- 第 13 条 役員および会計監査は役員推薦委員会の推薦により、総会の承認を得て決定する。
第 14 条 本会の役員および会計監査は次のとおりとする。
会 長 保護者より 1 名
副 会 長 保護者より 1 名、教頭先生
書 記 保護者、教職員より各 1 名
会 計 保護者、教職員より各 1 名
会計監査 保護者より 2 名
第 15 条 (1) 役員の任期は 4 月 1 日より 1 年とし、再任をさまたげない。
(2) 役員に欠員が生じた場合、運営委員会が必要と認めたとき、運営委員会がこれを選出し総会に報告する。
第 16 条 会計監査の任期は 4 月 1 日より 1 年とする。
第 17 条 会長は本会を代表し、すべての会務を処理し、総会・運営委員会およびその他の会議を招集する。
第 18 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
第 19 条 書記は総会および運営委員会や本会の活動に関する重要事項を記録し、この会の庶務を行う。
第 20 条 会計は予算に基づいて収支を行い、会計を処理する。また総会に監査を経た決算を報告する。
第 21 条 会計監査は随時本会の会計を監査し、総会に報告する。

第 6 章 総 会

- 第 22 条 総会は全会員によって構成される、本会の最高決議機関である。
第 23 条 (1) 総会には定期総会と臨時総会がある。
(2) 定期総会は年 2 回とし、会費の額の決定、予算決算の審議承認、役員承認ならびに会の重要事項の議決を行う。
(3) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき開催する。

第24条 総会の定足数は、委任状を含めて全会員の5分の1とする。

第25条 議決は出席者の過半数によってなされる。

第26条 総会の議題は5日前までに全会員に知らせる。

第7章 運営委員会

第27条 運営委員会は、役員および常置委員会の委員長、副委員長、校長によって構成される。

第28条 運営委員会は次の業務を行う。

1. 総会に提出する議案の作成
2. 総会での決議事項の執行
3. 各委員会の連絡と調整
4. その他必要事項の審議決定

第29条 運営委員会は原則として、毎月1回開催する。その他会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第8章 常置委員会

第30条 常置委員会として、学年委員会、広報委員会、コミュニティ委員会を置く。

第31条 (1) 常置委員会の委員は学年・広報委員は各学年3名以上、コミュニティ委員を学級数名以上選出する。

(2) 学年委員会・広報委員会・コミュニティ委員会にはそれぞれ1名ずつ、教職員の担当を置く。

第32条 (1) 学年委員会は、会員相互の連絡と親睦をはかり、学年・学級のPTA活動を行う。

(2) 広報委員会は、会報の発行その他の広報活動を行う。

(3) コミュニティ委員会は、学校の環境整備のための活動を行う。

第9章 役員推薦委員会

第33条 次期役員・会計監査・学年委員長・広報委員長・コミュニティ委員長およびその他必要な委員を選出するため、役員推薦委員会を組織する。

第34条 委員の構成は次のとおりとする。

1. 各学年より2名以上
2. 教職員より1名

第35条 次期役員・会計監査・学年委員長・広報委員長・コミュニティ委員長およびその他必要な委員の推薦方法については、役員推薦委員会で検討し決定する。

第36条 役員推薦委員会は推薦する人の同意を得て、総会の承認を求める。

第37条 役員推薦委員会の任務は、総会で次期役員・会計監査・学年委員長・広報委員長・コミュニティ委員長およびその他必要な委員が承認されたときをもって終わる。

第10章 特別委員会

第38条 運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会を置くことができる。

第11章 細則

第39条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会が定める。

第40条 細則の制定・改廃は、次期総会に報告する。

第12章 規約の改正

第41条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

附 則

この規約は昭和51年4月1日より実施する。

附 則（常置委員の選出方法の変更）

この規約は令和3年4月1日より実施する。

附 則（成人委員会の廃止とコミュニティ委員会の設立）

この規約は令和4年4月1日より実施する。

附 則（常置委員会の人数変更）

この規約は令和7年4月1日から実施する。



神奈川県 PTA 協議会安全互助会 ご加入のご案内

安全互助会は、PTA 活動の充実と円滑な運営をサポートし、PTA 活動中に生じる児童・生徒・保護者・教職員等の様々な事故を幅広く補償します。

＜安全互助会の主な事業＞

- ▶ 見舞金の給付・・・PTA 活動中にケガをした場合に、安全互助会よりお見舞金をお支払いします
- ▶ 保険金のお支払い
 - PTA 団体傷害保険・・・PTA 活動中にケガをした場合に、保険金をお支払いします
 - PTA 賠償責任保険・・・PTA 活動に起因する加害事故(対人・対物・保管物)に対し保険金をお支払いします
- ▶ 市町郡 PTA の活動に対する活動助成金制度・・・
 - 各市町郡 PTA の活動(研修会・講演会・研究大会等)を対象とした県 PTA 協議会の助成制度に対し、安全互助会が助成をします(市町郡 PTA ごとによる申請が必要です)
- ▶ 安全互助会基金による安全・安心に係る事業への支援制度(令和 10 年度までの継続事業)
- ▶ 「安全・安心かわら版」の発行

PTA 団体傷害保険

児童・生徒

児童が PTA 活動中にケガをした



PTA 会員

保護者会員が PTA 共催の運動会でケガをした



PTA が事前に認めた参加者

PTA 安全パトロール中にケガをした



PTA 賠償責任保険

対人

来賓にケガをさせた



対物

他人の財物を壊した



保管物

学校から借りた物を壊した



食中毒等

PTA 行事で提供した飲食物が原因で食中毒事故が起きた



法律相談・トラブル対応費用補償

PTA 活動に起因して PTA および PTA 役員がトラブルに巻き込まれた際に弁護士への法律相談をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
トラブルに関して、保険会社提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます



* このご案内は安全互助会の概要をお知らせするものです。ご加入の際は見舞金・保険金のお支払いについて「手引き」の「給付規定」をご確認ください。

◆ 会員

本会の会員は、神奈川県 PTA 協議会に所属する各小中学校 PTA(以下「単位 PTA」という)で、本会の趣旨に賛同し加入手続きを行った単位 PTA とします。

◆ 安全互助会の会費と運営

$$\text{単位 PTA ごとの年会費} = 100 \text{ 円} \times (\text{PTA 加入世帯数} + \text{PTA 加入教職員数})$$

保険金については、神奈川県 PTA 協議会安全互助会を契約者として損害保険会社と PTA 団体傷害保険契約および PTA 賠償責任保険契約を締結しています。事故が発生した場合は、保険契約に基づき損害保険会社から保険金が支払われます。

会費の用途・・・ ○ 損害保険会社へ支払う保険料

PTA 団体傷害保険料 54 円 × PTA 加入世帯数

PTA 賠償責任保険料 9 円 × PTA 加入世帯の児童・生徒数

○ 見舞金給付

○ 市町郡 PTA 活動助成金

神奈川県 PTA 協議会の市町郡 PTA 活動助成金制度に、安全互助会も助成しています。

○ 「安全・安心かわら版」発行、広報紙「PTA かながわ」広告掲載

○ 事務局運営費

◆ 保険金・見舞金の支払い対象期間

令和 8 年 4 月 1 日午後 4 時～令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時

* 会費のご納入が 5 月 31 日までに完了した場合は、遅れた場合、ご納入が完了した日の翌月 1 日から加入となり令和 9 年 4 月 1 日までが支払い対象期間となります。(5 月 31 日までのご納入が難しい場合はご相談ください。)

◆ 見舞金

給付対象となる方が PTA 活動中に傷害を被った場合に、保険金とは別に安全互助会より見舞金が給付されます。

給付対象となる方	・PTA 会員(保護者・教職員) ・その学校に通う児童・生徒 ・PTA 会員の同居の親族 ・PTA の行事・活動に携わった講師・指導者	見舞金対象者			
		PTA 会員・児童・生徒・会員と同居の親族	講師・指導者		
給付の内容	単位 PTA の主催・共催または市町郡 PTA の主催する行事・活動の参加中に事故に遭い傷害等を被った場合に給付します。	死亡見舞金	50,000 円	30,000 円	
		後遺障害見舞金	30,000 円	10,000 円	
		入院見舞金	5,000 円	2,000 円	
		通院見舞金	2,000 円	2,000 円	
		疾病見舞金 (持病は該当しません。)	死亡見舞金	50,000 円	30,000 円
			後遺障害見舞金	30,000 円	10,000 円
入院見舞金	5,000 円		2,000 円		
		通院見舞金	2,000 円	2,000 円	
特定事故見舞金	「子ども 110 番」協力家庭の家人に対し 5,000 円				

* 見舞金の給付の詳細については「手引き」の「給付規定」をご覧ください。

◆ PTA 団体傷害保険 ケガの補償

補償対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 会員(保護者・教職員) ・ その学校に通う児童・生徒 ・ PTA 会員の同居の親族 ・ PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内で単位 PTA・市町郡 PTA 主催・共催行事の活動中のケガ(往復途上を含む)を補償します。 ・ ケガには細菌性食中毒・ウイルス性食中毒・急激かつ外来の日射または熱射による身体障害も含まれます。

補償の種類	保険金額
死亡保険金	48.5 万円
後遺障害保険金	約 1.94 万円～48.5 万円 (後遺障害の程度によって)
手術保険金	入院中 30,600 円 入院中以外 15,300 円
入院保険金 日額(180 日限度)	3,060 円
通院保険金 日額(90 日程度)	1,140 円

◆ PTA 賠償責任保険 第三者にケガをさせたり物をこわしたときの補償

賠償の補償内容	保険金額				
PTA 活動の遂行に伴う賠償責任(提供飲食物危険補償を含む) 日本国内で単位 PTA の主催・共催の行事の活動中(往復途上は含まない)において管理・運営に不備があり、会員または第三者にケガや食中毒を負わせたり、物を壊したりしたことにより PTA に法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償されます。	<table border="1"> <tr> <td>対人</td> <td>1 名 5,000 万円限度 1 事故 5 億円限度</td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td>1 事故 1 億円限度</td> </tr> </table>	対人	1 名 5,000 万円限度 1 事故 5 億円限度	対物	1 事故 1 億円限度
対人	1 名 5,000 万円限度 1 事故 5 億円限度				
対物	1 事故 1 億円限度				
保管物に係わる賠償責任 PTA 活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中に壊したり盗難されたことに対し PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。	1 事故 10 万円限度 保険期間中 500 万円限度 (自己負担額 5,000 円)				
法律相談対応費用補償 PTA および PTA 役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用が補償されます。 ★無料の法律相談サービスを受けることができます。	1 事故 100 万円限度 保険期間中 1 億円限度				

* PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険について、保険金をお支払いできない場合があります。保険の詳細については「手引き」の「給付規定」をご覧ください。

◆ 補償例

レクリエーションで野球をしている時、ピッチャーの投げた球が目に入った

入院保険金: 24,480 円
手術保険金: 30,600 円
通院保険金: 9,120 円
後遺障害保険: 48,500 円
+入院見舞金 5,000 円

事務作業のために学校に行く途中に歩道と車道の境目で転倒し、骨折

通院保険金: 47,880 円
+通院見舞金 2,000 円

PTA が設置したあいさつ運動の看板が外れて風で飛んでしまい、走行中の車に当たり傷つけた

損害保険金: 931,656 円
(車体修理費用、代車レンタカーリース料)

小学校の校庭でソフトボールの練習中に、打球が校舎の窓に当たり破損した。

損害保険金: 14,850 円
(窓ガラス交換費用)

* 上記は実際に起こった事故例です。同じ事故内容であっても状況により補償内容が異なることをご了承ください。

◆ 加入手続き

加入確認	加入会員数等報告・会費納入	加入証の受理
<p>期限: 令和8年3月15日</p> <p>加入確認書にて Web または FAX でお申し込みください。(加入されない場合もご回答をお願いします)</p> <p>* 新規加入の場合予定会員数として、現在(令和7年度)の会員数等にてお申し込みください。</p> <p>* お申し込み後のキャンセルはできません。</p>	<p>期限: 令和8年5月31日</p> <p>① 加入会員数等報告書を Web または FAX でご提出ください。</p> <p>② 会費を納入してください。</p> <p>* 令和8年5月現在の会員数等をご報告ください。</p> <p>* 納入された会費の返金はいたしません。</p>	<p>令和8年6月末以降</p> <p>PTA 宛に加入証を郵送にてお送りします。</p> <p>届いた加入証は保管をお願いいたします。</p>



お申し込み前にご確認ください

- ・ 加入のお申し込みの後、安全互助会は3月中に損害保険会社と、予定会員数にて保険契約を締結します。保険契約により、加入申込まれた単位 PTA は4月1日より補償対象となります。そのため、お申し込み後のキャンセルはできません。5月になりましたら必ず加入会員数等報告と会費のご納入をお願いいたします。
- ・ ご提出いただいた加入会員数等報告書の会員数に基づき、安全互助会は6月中に損害保険会社に保険料を支払います。そのため、会費の全額・一部にかかわらず、お支払いいただいた会費の返金はいたしません。加入会員数の報告のお間違いにご注意ください。
- ・ 会費のご納入後、保険期間中に転入出による会員の増減があっても、ご報告は不要です。会費の追加納入や返金は発生いたしません。
- ・ 5月31日までの会費納入が難しい場合は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

◆ 事故が発生した際のお手続き

事故報告書を記入し、事故時の代表指導者および PTA 会長の押印のうえ、神奈川県 PTA 協議会安全互助会まで郵送にてお送りいただきます。詳しくは、「手引き」の「保険金、見舞金請求から受け取りまでの流れ」を参照してください。賠償責任事故と考えられる場合、事故状況や破損した物品を撮影したものを事故報告書と一緒に送りください。

<補償制度や加入についてのお問合せ先・事故報告書の提出先>

神奈川県 PTA 協議会安全互助会

〒220-0053 横浜市西区藤棚町 2-197 神奈川県教育会館内

tel: 045-326-6103 / fax: 045-326-6107 / mail: office@pta-kanagawa.gr.jp

(平日 10:00~16:00 祝日・年末年始・夏季休業日を除きます。また、不定期で閉局している場合があります。)

お問合せはすべて
安全互助会までご連絡
ください。

<取扱代理店>

株式会社ジーアンドケイ・アソシエイツ

〒231-0023 横浜市中区山下町 51-1 読売横浜ビル 7F TEL: 0120-115-852



安全互助会ホームページ